要求スベキ大綱

第一　適用範圍

工場法　鑛業法　船員法ノ以外ノ勞働者ニ人數ノ制限ヲ撤廢シ適用セシメルコト

第二　扶助原因

業務上ノ負傷　疾病　死亡及コレニ依ッテ起ル餘病ニ對シ扶助スルコト

第三　扶助ヲ受クベキ者

適用事業ニ從事スル一切ノ勞働者トスルコト

第四　扶助責任者

一、扶助責任者ハ事業者トスルコト

二、土木建築工事ニアッテハ注文主ヲ事業者トナスコト

第五　扶助ノ內容

一、工場法以上タルベキコト

財團法人協調會大阪支所